

京都市告示第 339 号

都市公園法第 2 条の 2 の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局水と緑環境部北部みどり管理事務所において一般の縦覧に供します。

平成 22 年 12 月 20 日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
革嶋城公園	西京区川島玉頭町 3 7 番 4 7	告示の日

(建設局水と緑環境部北部みどり管理事務所)